議案第 号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年(2023年)5月 日提出

宝塚市長 山 﨑 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成13年条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1宝塚山手台地区地区整備計画区域の項中「宝塚」を「宝塚」に改める。 別表第2の9宝塚山手台地区地区整備計画区域の部中「宝塚」を「宝塚」に、

独立住宅地区A

Γ

次に掲げる建築物以外の建築物

- (1) 戸建専用住宅
- (2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130 条の3第6号又は第7号に掲げる用途のいずれかを兼ねるもの(これらの用途 に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)
- (3) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民 館、集会所その他これらに類するもの
- (4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号(第5号トを除 く。)に掲げるもの
- (5) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5各号に掲げるものを除く。)

10分の10

10分の5

10分の1

全域

170平方メートル

路がある場合においては、その水路との 境界線)までの距離

建築物の外壁等の面から道路境界線(水|建築物の外壁等の面から敷地境界線まで の距離

1. 8メートル

次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3 メートル以下であるもの
- し、軒の高さが2.3メートル以下 で、かつ、床面積の合計が5平方メ ートル以内であるもの

1メートル

次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3 メートル以下であるもの
- (2) 物置その他これに類する用途に供 (2) 物置その他これに類する用途に供 し、軒の高さが2.3メートル以下 で、かつ、床面積の合計が5平方メ ートル以内であるもの

全域

次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める数値

- (1) 最高部 9メートル
- (2) 軒 7メートル
- (3) 各部分 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線まで の真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの

建築物の最高部の高さの算定においては、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋 窓その他これらに類する建築物の屋上突出部及びむね飾り、防火壁の屋上突出部そ の他これらに類する屋上突出物は、これを算入し、建築物の各部分の高さの算定に おいては、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物 の屋上突出部は、これを算入し、むね飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類 する屋上突出物は、これを算入しない。

独立住宅地区IV

次に掲げる建築物以外の建築物

- (1) 戸建専用住宅
- (2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれ かの用途を兼ねるもの
 - ア 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房
 - イ 令第130条の3第6号に掲げるもの
- (3) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これらに類するもの
- (4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号(第5号トを除 く。)に掲げるもの
- (5) 前各号の建築物に附属するもの

全域

170平方メートル

建築物の外壁等の面から道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境 界線)までの距離

1.8メートル

次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの
- (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの

全域

9メートル(軒の高さの最高限度は7メートル)

階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出 部及びむね飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、これを 算入する。

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成13年条例第30号)新旧対照表 (現行)

別表第1(第2条関係)

名称	区域

宝塚山手台地区地区整	都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画 <u>宝塚</u> 山手台地区地区計
備計画区域	画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	

### 別表第2(第3条-第8条関係)

- 1 中山桜台A地区地区整備計画区域 ~8 ふじガ丘地区地区整備計画区域 (略)
- 9 宝塚山手台地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	*	独立住宅地区Ⅱ	*	独立住宅地区A
(イ)	建築してはならな	£ \$	***		次に掲げる建築物以外の建築物
	い建築物			3	<u>(1)</u> <u>戸建専用住宅</u>
		3			(2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3第6号又は第7号に掲げ
		3		3	る用途のいずれかを兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超
				3	えるものを除く。)
		1 55		1 55	(3) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他こ
		1		1 55	れらに類するもの
		35		3	(4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号(第5号トを除く。)に掲げるもの
			<u> </u>	<u> </u>	(5) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5各号に掲げるものを除く。
(ウ)	建築物の容積 (a)			3	<u>10分の10</u>
	率 (b)	3		3	

(工)	建築物の建蔽	(a)	<b>*</b>	*		<b>%</b>	<u>10分の5</u>	*
	率	(b)	*	*			<u>10分の1</u>	35
(オ)	建築物の敷地面積の最低限度	(a)		宝台区附計下手地計のい画い表の上のでは、一旦では、一旦では、一旦では、一旦では、一旦では、一旦では、一旦では、一旦	示するc	-<<-	全域	
		(b)		外の区域	<u>}</u>	<u> </u>	170平方メートル	
(カ)	建築物の外壁 等の面から敷 地境界線まで	(a)				>> <u>-</u>	建築物の外壁等の面から道路境界線(水路がある場合   建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距   においては、その水路との境界線)までの距離   離	
	の距離の最低 限度	(b)					1.8メートル 1メートル	<u> </u>
		(c)				55	次の各号のいずれかに該当するもの       次の各号のいずれかに該当するもの         (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの       (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メート         か以下であるもの	

			(2)	物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メ ートル以内であるもの	(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒 の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積 の合計が5平方メートル内であるもの
(キ)	建築物の高さ	(a)	全	<u>或</u>	
	の最高限度	(b)	次(1) (2) (3)	虹 7メートル	 竟界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距
		(c)	<u>類</u> これ	築物の最高部の高さの算定においては、階段室、昇降する建築物の屋上突出部及びむね飾り、防火壁の屋上れを算入し、建築物の各部分の高さの算定においてはの他これらに類する建築物の屋上突出部は、これを算れらに類する屋上突出物は、これを算入しない。	突出部その他これらに類する屋上突出物は、 、、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓

¹⁰ 川面3丁目地区地区整備計画区域 ~42 安倉上池地区地区整備計画区域 (略)

# (改正案)

### 別表第1(第2条関係)

名称	区域
***************************************	
宝塚山手台地区地区整	都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画 <u>宝塚</u> 山手台地区地区計
備計画区域	画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
***************************************	

### 別表第2(第3条-第8条関係)

- 1 中山桜台A地区地区整備計画区域~8 ふじガ丘地区地区整備計画区域 (略)
- 9 宝塚山手台地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	<b>ì</b>	独立住宅地区Ⅱ	独立住宅地区IV
(1)	建築してはな	よらな		次に掲げる建築物以外の建築物
	い建築物			(1) 戸建専用住宅
				(2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかの用途を兼ねるもの
				<u>ア</u> 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房
				<u>イ</u> <u>令第130条の3第6号に掲げるもの</u>
				(3) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他こ
				れらに類するもの
				(4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号(第5号トを除く。)に掲げるもの
			<u> </u>	(5) 前各号の建築物に附属するもの
(ウ)	建築物の容積	(a)		
	率	(b)	<u>}</u>	
(エ)	建築物の建蔽	(a)		
	率	(b)		

(才)	建築物の敷地	(a)	宝塚山手 計画図に	-   %	全域	<b>%</b>
	面積の最低限		台地区地表示するの	:   }		*
	度		区計画にの区域	1		*
			附属する	*		*
			計画図(以	1		*
			下宝塚山			*
			手台地区			**
			地区整備			**
			計画区域			*
			の部にお	3		*
			いて「計	3		*
			画図」と			*
			いう。)に	3		**
			表示するc	-		*
			の区域以	*		*
			外の区域			<u> </u>
		(b)		<u> </u>	170平方メートル	**
(カ)	建築物の外壁	(a)		3	建築物の外壁等の面から道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離	**
	等の面から敷			3		*
	地境界					<u>_</u>
	線までの距離	(b)		3	1.8メートル	33_
	の最低限度	(c)		3	次の各号のいずれかに該当するもの	**
				3	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	*
				*	(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方	*
				<b>**</b>	メートル以内であるもの	*
				35		**
				3		**

(キ)	建築物の高さ	(a)	<b>*</b>	*	**	<u>全域</u>	*
	の最高限度	(b)	33		35	9メートル(軒の高さの最高限度は7メートル)	
		(c)				階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部及びむね飾り、	***
					***	防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、これを算入する。	<b>**</b>

¹⁰ 川面3丁目地区地区整備計画区域 ~42 安倉上池地区地区整備計画区域 (略)

# 計画書

# 阪神間都市計画地区計画の変更(宝塚市決定)

都市計画宝塚山手台地区地区計画を次のように変更する。

名	称	宝塚山手台地区地区計画
位	置	宝塚市山手台西1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、山手台東1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目の各一部
区	域	計画図表示のとおり
面	積	約94.0ha
区域の整備・開発及び保全に関する方	地区計画の目標 土地利用の方針	当地区は、阪神間の平野が一望される長尾山系の丘陵地に位置し、周辺の緑との調和を図りながら、民間の宅地開発事業により住宅団地の整備が推進されている地区である。 本計画は、この宅地開発事業を適正に誘導し、事業効果の維持増進を図るため、建築物等の規制及び誘導を行い、もって緑に恵まれたゆとりとうるおいのある良好な市街地の形成を図ることを目標とする。 地区の特性に応じて、当地区を、「独立住宅地区」、「集合住宅地区」及び「センター地区」の3地区に細区分する。 「独立住宅地区」については、緑とうるおいのある良好な居住環境の低層住宅地を形成し、「集合住宅地区」については、集合住宅を中心とした適切な規模及び形式による住宅を配置し、「センター地区」については、商業業務、情報サービスその他の利便を供給する施設を配置し、もってそれぞれの地区が十分な都市機能を果たしつつ快適で整然とした市街地の形成を図る。 また、コミュニティ街路を、当地区内の幹線道路と並行して戸建住宅地区内に設置し、公園及び緑地を適正に配置するなど、魅力と特色のある地区環境の形成を図る。さらに、狭小敷地による居住環境の悪化を防止し、良好なまち並みの景観を形成し、
金	建築物等の整備の方針	及び維持する。  1 独立住宅地区  戸建専用住宅を中心とした閑静なゆとりのある居住環境の形成と住宅需要の多様 化及び地区住民の利便を考慮し、店舗等の兼用住宅を適正に配置するため、建築物の 用途、建築物の敷地面積等に係る制限を行うとともに、各敷地の道路に面する部分の 植樹帯、生垣等による緑化を推進し、もって緑あふれるまち並みの景観を形成する。 また、建築物の形態及び意匠は、周辺環境と調和したものとする。  2 集合住宅地区  日照、通風、周辺の低層住宅地への影響等を考慮して、建築物の用途、建築物の壁面の位置、建築物の高さ等に係る制限を行うとともに、敷地内の緑化を推進する。 また、建築物の形態及び意匠は、景観に配慮し、周辺環境と調和したものとする。  3 センター地区  商業業務、情報サービスその他利便施設を適正に配置するとともに、歩行者通路、 広場等を有機的に連絡させ、活気のある快適な空間を創出する。 また、建築物の形態及び意匠については、景観に配慮し、周辺環境と調和したもの で、地域の核としてふさわしい統一感のあるものとする。

地	기사다	で軟件制画さらなっては		= 0 1.+> 10
地区		区整備計画を定める区域 区整備計画の区域面積	計画図表示	
整	建			宅地区
備	築	地区の細区分の名称	独立住宅地区I	独立住宅地区Ⅱ
計	物	地区の細区分の区域	計画図表示	
画	等	地区の細区分の面積	約28. Oha	約28.4ha
	K		次に掲げる建築物以外の建築物	7.
	関	建築物等の用途の	は、建築してはならない。	同左
	す	制限	(1) 戸建専用住宅	HJ/ <del>T.</del>
	る		(2) 戸建住宅で、延べ面積の	
	事		2分の1以上を居住の用に	
	項		供し、かつ、次のア又はイの 用途を兼ねるもの(これらの	
			用途に供する部分の床面積	
			の合計が50㎡を超えるも	
			のを除く。)	
			アー学習塾、華道教室、囲碁	
			教室その他これらに類す	
			る施設 イ 美術品又は工芸品を製	
			作するためのアトリエ又	
			は工房	
			(3) 近隣に居住する者の社会	
			教育的な活動又は自治活動	
			の目的の用に供する公民館、	
			集会所その他これらに類するもの	
			(4)別表第1に掲げる公益上	
			必要な建築物	
			(5) 前各号の建築物に附属す	
			るもの	
		建築物の敷地面積の		170㎡(計画図に示すcの区域を除
		最低限度	$1~7~0~\mathrm{m}^2$	<∘)
				300㎡(計画図に示すcの区域)
		建築物の壁面の位置	1 建築物の外壁又はこれに代わる	1 建築物の外壁等の面から道路境
		の制限	柱(以下「外壁等」という。)の面	界線までの距離は、次の各号に掲げ
			から道路境界線(水路がある場合に	る区分に従い、当該各号に掲げる数
			おいては、その水路との境界線。以	値以上でなければならない。
			下同じ。)までの距離は、次の各号	(1)計画図に表示する幹線道路に
			に掲げる区分に従い、当該各号に掲	面するa の部分 2.0 m
			げる数値以上でなければならない。	(2) 計画図に表示する a 及び b の 部分以外の部分 1.8 m
			(1)計画図に表示する幹線道路に 面する a の部分 2.0 m	部ガジタやプ部ガー1.8m 2 前項に規定する距離に満たない
			(2) 計画図に表示する a 及び b の	距離にある建築物等が次の各号の
			部分以外の部分 1.8m	いずれかに該当する場合は、同項の
			2 前項に規定する距離に満たない	規定は適用しない。
			距離にある建築物又は建築物の部	(1) 外壁等の中心線の長さの合計
			分(以下「建築物等」という。)が	が3m以下であるもの
			次の各号のいずれかに該当する場	(2)物置その他これに類する用途
			合は、同項の規定は適用しない。	に供し、軒の高さが2.3m以
			(1) 外壁等の中心線の長さの合計が2m以下であるたの	下で、かつ、床面積の合計が5
1			が3m以下であるもの	mg以内であるもの

	(2)物置その他これに類する用途	·
	に供し、軒の高さが2.3m以	
	下で、かつ、床面積の合計が5	
	m²以内であるもの	
建築物等の高さの最	地盤面から建築物の最高部(突出部	1 地盤面から建築物の最高部(突出
高限度	分を含む。) までの高さの最高限度は、	部分を含む。)までの高さの最高限
	9mとし、軒の高さの最高限度は、7	度は、9mとし、軒の高さの最高限
	mとする。	度は、7mとする。
		2 計画図に示すcの区域は、前面道
		路の路面の中心の高さからの建築
		物の高さの最高限度は、3mとす
	1	
		る。
建築物等の形態又は	1 建築物及び工作物は、次の各号に	1 建築物及び工作物は、次の各号に
建築物等の形態又は 色彩その他の意匠の	1 建築物及び工作物は、次の各号に 掲げる部分に建築し、又は築造して	*
	掲げる部分に建築し、又は築造して はならない。	1 建築物及び工作物は、次の各号に 掲げる部分に建築し、又は築造して はならない。
色彩その他の意匠の	掲げる部分に建築し、又は築造してはならない。 (1)その敷地内の擁壁(都市計画	1 建築物及び工作物は、次の各号に 掲げる部分に建築し、又は築造して はならない。 (1) オープンスペース
色彩その他の意匠の	掲げる部分に建築し、又は築造して はならない。 (1) その敷地内の擁壁(都市計画 法(昭和43年法律第100号)	1 建築物及び工作物は、次の各号に 掲げる部分に建築し、又は築造して はならない。 (1) オープンスペース (2) 敷地内で、道路境界線より
色彩その他の意匠の	掲げる部分に建築し、又は築造して はならない。 (1) その敷地内の擁壁(都市計画 法(昭和43年法律第100号) 第29条に規定する開発行為に	1 建築物及び工作物は、次の各号に 掲げる部分に建築し、又は築造して はならない。 (1) オープンスペース (2) 敷地内で、道路境界線より 0.75m以内の部分(前号並
色彩その他の意匠の	掲げる部分に建築し、又は築造して はならない。 (1) その敷地内の擁壁(都市計画 法(昭和43年法律第100号)	1 建築物及び工作物は、次の各号に 掲げる部分に建築し、又は築造して はならない。 (1) オープンスペース (2) 敷地内で、道路境界線より 0.75m以内の部分(前号並 びに計画図に表示するa及び
色彩その他の意匠の	掲げる部分に建築し、又は築造して はならない。 (1) その敷地内の擁壁(都市計画 法(昭和43年法律第100号) 第29条に規定する開発行為に より築造された擁壁をいう。) の天端の外縁を結ぶ線から道	1 建築物及び工作物は、次の各号に 掲げる部分に建築し、又は築造して はならない。 (1) オープンスペース (2) 敷地内で、道路境界線より 0.75m以内の部分(前号並 びに計画図に表示するa及び dの部分並びに計画図に表示
色彩その他の意匠の	掲げる部分に建築し、又は築造して はならない。 (1) その敷地内の擁壁(都市計画 法(昭和43年法律第100号) 第29条に規定する開発行為に より築造された擁壁をいう。)	1 建築物及び工作物は、次の各号に 掲げる部分に建築し、又は築造して はならない。 (1) オープンスペース (2) 敷地内で、道路境界線より 0.75m以内の部分(前号並 びに計画図に表示するa及び
色彩その他の意匠の	掲げる部分に建築し、又は築造して はならない。 (1) その敷地内の擁壁(都市計画 法(昭和43年法律第100号) 第29条に規定する開発行為に より築造された擁壁をいう。) の天端の外縁を結ぶ線から道	1 建築物及び工作物は、次の各号に 掲げる部分に建築し、又は築造して はならない。 (1) オープンスペース (2) 敷地内で、道路境界線より 0.75m以内の部分(前号並 びに計画図に表示するa及び dの部分並びに計画図に表示
色彩その他の意匠の	掲げる部分に建築し、又は築造してはならない。 (1) その敷地内の擁壁(都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為により築造された擁壁をいう。)の天端の外縁を結ぶ線から道路境界線までの間の部分(以下	1 建築物及び工作物は、次の各号に 掲げる部分に建築し、又は築造して はならない。 (1) オープンスペース (2) 敷地内で、道路境界線より 0.75 m以内の部分(前号並 びに計画図に表示する a 及び d の部分並びに計画図に表示 する道路に面する部分を除

- 2 建築物の屋根及び外壁の色彩又 は意匠は、周辺環境と調和した落ち 着きのあるものとする。
- 3 次の各号に掲げる広告物(屋外広 告物法 (昭和 24 年法律第 189 号) 第2条第1項に規定する広告物等 をいう。以下同じ。) 以外の広告物 は、これを表示し、又は設置しては ならない。
  - (1) 看板、立看板、広告塔その他 これらに 類する自家用広告物 (次号及び第3号に規定する 広告物を除く。) で、高さが3 m以下、かつ、表示面積(表示 面が2以上ある場合において は、その表示面積の合計。以下 同じ。) が1 m 以下であるもの (その数量が1建築物の敷地 につき1以下である場合に限 る。次号において同じ。)
  - (2) 建築物の壁面に表示し、又は 設置する自家用広告物で、表示 面積が1㎡以下であるもの(オ ープンスペース内に突出する ものを除く。)
  - (3) 区域内における建築物等の敷 地又は建築物の販売に関する 広告物

- - 並 び 示 除
- 当するものは、前項の規定について は、適用しない。
  - (1) 通路、植桝その他の軽微なも の(前号(2)に規定する部分 に築造し、高さ0.2m以下(斜 面を有する部分に築造するも のについては、高さ0.4m以 下。) のものに限る。)
  - (2) 擁壁の表面仕上げに係るもの (自然石及びその疑似材料を 用いる場合に限る。)
- 3 建築物の屋根、外壁の色彩又は意 匠は、周辺環境と調和した落ち着き のあるものとする。
- 4 次の各号に掲げる広告物以外の 広告物は、これを表示し、又は設置 してはならない。
  - (1) 看板、立看板、広告塔その他 これらに類する自家用広告物 (次号及び第3号に規定する 広告物を除く。) で、高さが3 m以下、かつ、表示面積が1m² 以下であるもの(その数量が1 建築物の敷地につき1以下で ある場合に限る。次号において 同じ。)
  - (2) 建築物の壁面に表示し、又は 設置する自家用広告物で、表示 面積が1㎡以下であるもの(オ ープンスペース内に突出する ものを除く。)

- 4 前項の規定により表示し、又は設置する広告物は、形態、意匠及び表示方法が周辺の美観を損なわないものでなければならない。
- 5 次に掲げる広告物については、前 2項の規定は、適用しない。
  - (1) 法令の規定により表示し、又は設置するもの
  - (2) その他公共上又は公益上の必要に基づき表示し、又は設置するもの
- 6 道路に面する擁壁は、その形態及 び意匠が周辺の擁壁と調和したも のとする。

- (3) 区域内における建築物等の敷 地又は建築物の販売に関する 広告物
- 5 前項の規定により表示し、又は設置する広告物は、形態、意匠及び表示方法が周辺の美観を損なわないものでなければならない。
- 6 次に掲げる広告物については、前2項の規定は、適用しない。
  - (1) 法令の規定により表示し、又は設置するもの
  - (2) その他公共上又は公益上の必要に基づき表示し、又は設置するもの
- 7 道路に面する擁壁は、その形態及 び意匠が周辺の擁壁と調和したも のとする。

### 垣又はさくの構造の 制限

- 1 垣又はさくは、建築物の敷地内で 次に掲げる部分に設置してはなら ない。ただし、転落防止を目的とし て設置するものについては、この限 りでない。
  - (1)計画図に表示する幹線道路に 面する植樹帯
  - (2) オープンスペース
- 2 道路に面する垣又はさく(門柱及びこれに附属する意匠上の部分並びに天端高が0.4m以下の基礎石を除く。)の構造は、次の各号に掲げるものでなければならない。
  - (1) 生垣
  - (2)透視可能なさく又はネットフェンスで、高さ1.2m以下のもの
- 3 前2項の規定は、電気事業、ガス 事業、水道事業その他これらに類す る事業の用に供する公益上必要な 建築物の保安を確保するため設置 する垣又はさくについては、適用し ない。
- 4 門扉(自動車車庫の扉を含む。) は、その一部分が開放時に道路境界 線を越えないようにしなければな らない。

- 1 垣又はさくは、オープンスペース に設置してはならない。
- 2 道路に面する垣又はさく(門柱及びこれに附属する意匠上の部分並びに天端高が0.4m以下の基礎石を除く。)の構造は、次の各号に掲げるものでなければならない。
  - (1) 生垣
  - (2)透視可能なさく又はネットフェンスで、高さ1.2m以下のもの
- 3 前2項の規定は、電気事業、ガス 事業、水道事業その他これらに類す る事業の用に供する公益上必要な 建築物の保安を確保するため設置 する垣又はさくについては、適用し ない。
- 4 門扉(自動車車庫の扉を含む。) は、その一部分が開放時に道路境界 線を越えないようにしなければな らない。

地建		独立住宅地区						
区 築	地区の細区分の名称	独立住宅地区Ⅲ	独立住宅地区IV					
整物	地区の細区分の区域	計画図表示	のとおり					
備等	地区の細区分の面積	約12.1ha	約2.5ha					
計画に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはない。 (1)戸建住宅 (2)戸建住宅で、延にのののででで、居住でで、居住でで、居住でで、居住でののののででで、居ののののででで、日本ののののででで、日本ののののでででは、日本ののののでででは、日本のののでででは、日本のののでででは、日本のののでででは、日本のののででである。)学室をできませば、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」に、「は、「は、」に、「は、「は、」に、「は、「は、」に、「は、「は、」に、「は、「は、」に、「は、「は、「は、「は、」に、「は、「は、」に、「は、「は、「は、」に、「は、「は、「は、「は、「は、」に、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」に、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」に、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、	同左					
	建築物の敷地面積の 最低限度	もの 170㎡	同左					
	建築物の容積率の最高限度							
	建築物の建蔽率の 最高限度							
	建築物の壁面の位置の制限	1 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、1.8 m以上とする。 2 前項に規定する距離に満たない距離にある建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は適用しない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が3 m以下であるもの (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m²以内であるもの	同左 1 地般而から建築物の長声郊 (空					
	建築物等の高さの最高限度	地盤面から建築物の最高部(突出部分を含む。)までの高さの最高限度は、9mとし、軒の高さの最高限度は、7mとする。	1 地盤面から建築物の最高部(突出部分を含む。)までの高さの最高限度は、9mとし、軒の高さの最高限度は、7mとする。 2 前面道路の路面の中心の高さからの建築物の高さの最高限度は、6mとする。					

建築物等の形態又は 色彩その他の意匠の 制限

- 1 建築物及び工作物は、敷地内で、道路境界線(水路との境界線を除く。)より0.75m以内の部分(計画図に示すeの区域にあっては、オープンスペースを含む。)に建築し、又は築造してはならない。ただし、道路境界線沿いに擁壁が設けられている場合において、当該擁壁が道路に接する部分及び当該擁壁から当該擁壁が接する道路と当該道路以外の道路境界線に接するまでの間、又は当該擁壁が接する道路と隣地境界線に接するまでの間で当該擁壁が接する道路境界線にあってはこの限りでない。
- 2 工作物のうち、次の各号の一に該当 するものは、前項の規定については、 適用しない。
  - (1) 通路、植桝その他の軽微なもの(高さ0.2m以下(斜面を有する部分に築造するものについては、高さ0.4m以下。) のものに限る。)
  - (2) 擁壁の表面仕上げに係るもの (自然石及びその疑似材料を用 いる場合に限る。)
- 3 建築物の屋根、外壁の色彩又は意匠 は、周辺環境と調和した落ち着きのあ るものとする。
- 4 次の各号に掲げる広告物以外の広告物は、これを表示し、又は設置してはならない。
  - (1) 看板、立看板、広告塔その他 これらに類する自家用広告物(次 号及び第3号に規定する広告物 を除く。)で、高さが3m以下、 かつ、表示面積が1m以下である もの(その数量が1建築物の敷地 につき1以下である場合に限る。 次号において同じ。)
  - (2) 建築物の壁面に表示し、又は 設置する自家用広告物で、表示面 積が1㎡以下であるもの(道路境 界線より0.75m以内の部分に 突出するものを除く。)
  - (3) 区域内における建築物等の敷 地又は建築物の販売に関する広 告物
- 5 前項の規定により表示し、又は設置 する広告物は、形態、意匠及び表示方 法が周辺の美観を損なわないもので なければならない。
- 6 次に掲げる広告物については、前2 項の規定は、適用しない。
  - (1) 法令の規定により表示し、又は設置するもの

同左

	(2) その他公共上又は公益上の必	
	要に基づき表示し、又は設置するも	
	<i>D</i>	
	7 道路に面する擁壁は、その形態及	
	び意匠が周辺の擁壁と調和したもの	
	とする。	
垣又はさくの構造の	1 垣又はさくは、道路境界線(水路と	
制限	の境界線を除く。)より0.75m以	同左
113120	内の部分(計画図に示すeの区域にあ	1.4
	っては、オープンスペースを含む。)	
	に設置してはならない。ただし、道路	
	境界線沿いに擁壁が設けられている	
	場合において、当該擁壁が道路に接す	
	る部分及び当該擁壁から当該擁壁が	
	接する道路と当該道路以外の道路境	
	界線に接するまでの間、又は当該擁壁	
	が接する道路と隣地境界線に接する	
	までの間で当該擁壁が接する道路境	
	界線沿いにあってはこの限りでない。	
	2 道路に面する垣又はさく(門柱及び	
	これに附属する意匠上の部分並びに	
	天端高が0.4m以下の基礎石を除	
	く。)の構造は、次の各号に掲げるも	
	のでなければならない。	
	(1) 生垣	
	(2) 透視可能なさく又はネットフ	
	ェンスで、高さ1.2m以下のも	
	Ø	
	3 前2項の規定は、電気事業、ガス事	
	業、水道事業その他これらに類する事	
	業の用に供する公益上必要な建築物	
	の保安を確保するため設置する垣又	
	はさくについては、適用しない。	
	4 門扉(自動車車庫の扉を含む。)は、	
	その一部分が開放時に道路境界線を	

越えないようにしなければならない。

世区の和区分の区域   計画図表示の上おり   世区の和区分の両横   約1.8 h a   次に掲げる建築物以外の建築物   法の和区分の両横   次に掲げる建築物以外の建築物   次に掲げる建築物以外の建築物   次に掲げる建築物以外の建築物   次に掲げる建築物以外の建築物   次に掲げる建築物は、建築してはならない。	地	建		独立住宅地区	センター地区	
備 等	1 '		地区の細区分の名称		· =	
計 に 理 物等の用途の 物限						
画 関					/1 • = · · · = · ·	
最低限度 190m 190m 190m 建築物の壁面の位置 1 建築物の外壁等の面から道路境 の制限 界線までの距離は、次の各号に掲げる数	備計	等に関する事	建築物等の用途の制限	約1.8ha 次に提案物以外の建築物は、建築物以外の建築物は、建築に指げて東連住宅 (2)戸建住宅、(2)戸建住宅、延居各号もものの2分の、公産を主た。とのもり、か知途のののでは、大きな、では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	約2.6ha 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)住宅 (2)共同住宅 (3)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに舞するもの (4)ホテル又は旅館 (5)倉庫業を営む倉庫	

	(1)計画図に表示する幹線道路に面するaの部分 2.0 m (2)計画図に表示するaの部分以外の部分 1.8 m 2 前項に規定する距離に満たない距離にある建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は適用しない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が3 m以下であるもの (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m³以内であるもの	
建築物等の高さの最 高限度	地盤面から建築物の最高部(突出部分を含む。)までの高さの最高限度は、9mとし、軒の高さの最高限度は、7mとする。	
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物及び工作物は、次の各号に 掲げる部分に建築し、又は築造して はならない。 (1)オープンスペース (2)敷地内で、道路境界線より 0.75m以内の部分(前号及 び計画図に表示する a の部分 を除く。) 2 工作物のうち、次の各号の一に該 当するものは、前項の規定について は、適用しない。 (1)通路、植桝その他の軽微なも の(前号(2)に規定するが(終 面を有する部分に築造し、高部分に築造し、高部分に入る。) (2)擁壁の表面仕上げに疑似材料を 用いる場合に限る。) (3)広告物(植樹帯及び植桝内に 突出するものを除く。) 3 建築物の屋根及び外壁の色彩又 は意のあるものとする。 4 広告物の表示面積の合計は6㎡ 以外の広告ない。 (1)看板、立看板、広告物 以外の広告ない。 (1)看板、立看板、広告地 以外の広告ない。 (1)看板、立看板、広告地 以外の広告ない。 (1)看板、立看板、広告地 以外の広告物は、これを表示し、 は設置してはならない。 (1)看板、立看板、広告地 以外の広告物は、これを表示し、 は改りのといるのといる。 (1)看板、立看板、広告地 以外の広告がない。 (1)看板、立看板、広告地 に類第3号に規定する 広告物を除く。)で、 はこれらに類第3号に対る 広告物を除く。)で、 はこれらに類第3号に対る 広告物を除く。)で、 は、 のように対している。 (1)看板、立看板、広告地 のよっに のように のように はならない。 (1)看板、立看板、広告地 のよっに のよっに がりたった。 (1)看板、立るの のよっに のよっに のよっに がりたった。 (1)看板、立るがよっに のよっに のよっに のよっに のよっに のよっに のよっに のよっに の	

(2) 建築物の壁面に表示し、又は 設置する自家用広告物で、表示 面積が3㎡以下であるもの(オ ープンスペース内に突出する ものを除く。) (3) 区域内における建築物等の敷 地又は建築物の販売に関する 広告物 5 前項の規定により表示し、又は設 置する広告物は、形態、意匠及び表 示方法が周辺の美観を損なわない ものでなければならない。 6 次に掲げる広告物については、前 2項の規定は、適用しない。 (1) 法令の規定により表示し、又 は設置するもの (2) その他公共上又は公益上の必 要に基づき表示し、又は設置す るもの 7 道路に面する擁壁は、その形態及 び意匠が周辺の擁壁と調和したも のとする。 1 垣又はさくは、オープンスペース に設置してはならない。 2 道路に面する垣又はさく(門柱及 びこれに附属する意匠上の部分並 びに天端高が0.4m以下の基礎石 を除く。) の構造は、次の各号に掲 げるものでなければならない。 (1) 生垣 (2) 透視可能なさく又はネットフ ェンスで、高さ1.2m以下の もの 3 前2項の規定は、電気事業、ガス

事業、水道事業その他これらに類する事業の用に供する公益上必要な 建築物の保安を確保するため設置 する垣又はさくについては、適用し

4 門扉(自動車車庫の扉を含む。) は、その一部分が開放時に道路境界 線を越えないようにしなければな

ない。

らない。

垣又はさくの構造の

制限

地	建		集合住宅地区		
区整備計画	築	地区の細区分の名称	の細区分の名称 集合住宅地区I 集合住宅地区I		
	物	地区の細区分の区域	計画図表示のとおり		
	等	地区の細区分の面積	約2.2 h a	約5.7ha	
	に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1)共同住宅 (2)学校、図書館その他これらに類するもの (3)老人ホーム、保育所、福祉ホーム、保育所、福祉市のといるとのでは、関重するものでは、といるでは、関連するものでは、おいるでは、では、おいるでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1)共同住宅 (2)学習塾、華道教室、囲碁教室の他これらに類する施設 (3)診療所(患者の収容施設を有するものを除く。) (4)近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これらに類するもの (5)別表第1及び別表第2に掲げる公益上必要な建築物 (6)前各号の建築物に附属するもの	
		建築物の壁面の位置の制限	1 外壁等の面から道路境界線までの距離は、2 m以上とする。 2 前項に規定する距離に満たない距離にある建築物等が次の各号のいずれかに該当する場に、同項の規定は適用しない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が5 m以下であるもの (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m以内であるもの (3)給水施設又はごみ置場	1 外壁等の面から道路境界線までの距離は、2 m以上とする。 2 前項に規定する距離に満たない距離にある建築物等する場合は、同項の規定は適用しない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が5 m以下であるもの (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m ³ 以内であるもの (3)給水施設、電気室又はごみ置場	
		建築物等の高さの最 高限度	地盤面から建築物の最高部まで の高さの最高限度は、15mとす る。		
		建築物等の形態又は 色彩その他の意匠の 制限	1 建築物の屋根及び外壁の色彩又は意匠は、周辺環境と調和した落ち着きのあるものとする。 2 次の各号に掲げる広告物以外の広告物は、これを表示し、又は設置してはならない。 (1)看板、立看板、広告塔その他これらに類する自家用広告物	1 建築物の屋根及び外壁の色 彩又は意匠は、周辺環境と調和 した落ち着きのあるものとす る。 2 次の各号に掲げる広告物以 外の広告物は、これを表示し、 又は設置してはならない (1)看板、立看板、広告塔そ の他これらに類する自家 用広告物	

	(2)建築物の壁面に表示し、 又は設置する自家用広告物 3 前項の規定により表示し、又 は設置する広告物は、形態、 近及び表示方法が周辺の美観を 損なわないものでなければならない。 4 次に掲げる広告物についは、前2項の規定は、適用しない。 (1)法令の規定により表示し、 又は設置するもの (2)その他公共上又は公益上の必要に基づき表示し、又は設置するもの	(2)建築物の壁面に表示し、 又は設置する自家用広告物 (3)この地区計画の区域内に おける建築物等に関地でる は建築物の販売に関する 広告物 3 前項の規定により表示し、又 は設置する広告物は、形態、美 近及び表示方法が周辺ければない。 4 次に掲げる広告物に適用しなならればない。 (1)法令の規定により表示し、 し、又は設置するもの (2)その他公共上き表示し、 は設置するもの
垣又はさくの構造の制限	1 道路に面する垣又はさく(門 柱及びこれに附属する意匠上の 部分を除く。)の構造は、次の 各号に掲げるものでなければな らない。 (1)生垣 (2)透視可能なさく又はネッ トフェンス 2 門扉(自動車車庫の扉を含 む。)は、その一部分が開放時 に道路境界線を越えないように しなければならない。	同左

理 由

別添理由書のとおり

(地区整備計画区域内に建築することができる公益上必要な建築物)

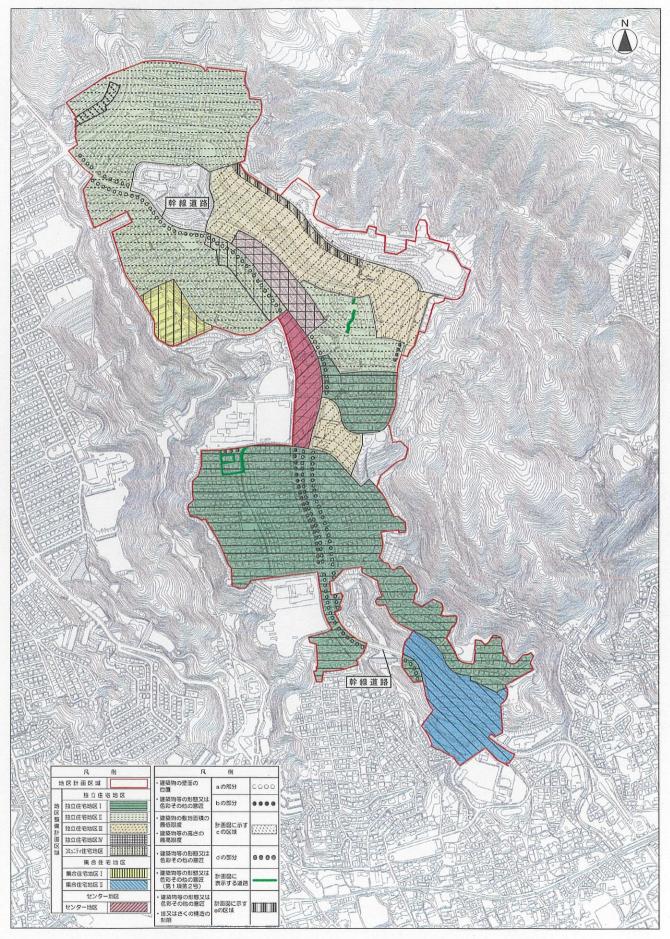
- 1 巡查派出所
- 2 公衆電話所
- 3 郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設で延べ面積が 500 ㎡以内のもの
- 4 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が 600 m以内のもの
- 5 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所
- 6 路線バスの停留所の上家
- 7 次の(1)から(6)までのいずれかに掲げる施設である建築物
  - (1) 認定電気通信事業者が認定電気通信事業の用に供する次のイ及びロに掲げる施設である建築物で執務の用に供する部分の床面積の合計が700 m以内のもの
    - イ 電気通信交換所
    - 口 電報業務取扱所
  - (2) 電気事業の用に供する次のイ及び口に掲げる施設である建築物
    - イ 開閉所
    - ロ 変電所(電圧 170,000 ボルト未満で、かつ、容量 900,000 キロボルトアンペア未満のものに限る。)
  - (3) ガス事業の用に供する次のイからハまでに掲げる施設である建築物
    - イ バルブステーション
    - ロ ガバナーステーション
    - ハ 特定ガス発生設備(液化ガスの貯蔵量又は処理量が 3.5 トン以下のものに限る。)
  - (4) 液化石油ガス販売事業の用に供する供給設備である建築物(液化石油ガスの貯蔵量又は処理量が 3.5 トン以下のものに限る。)
  - (5) 水道事業の用に供するポンプ施設(給水能力が毎分 6 立方メートル以下のものに限る。)である 建築物
  - (6) 公共下水道の用に供する次のイ及び口に掲げる施設である建築物
    - イ 合流式のポンプ施設(排水能力が毎秒 2.5 立方メートル以下のものに限る。)
    - ロ 分流式のポンプ施設(排水能力が毎秒1立方メートル以下のものに限る。)

#### 別表第2

(地区整備計画区域内に建築することができる公益上必要な建築物)

- 1 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの(別表第1に掲げるもの及び5階 以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。)
- 2 次の (1)から(3)までに掲げる施設である建築物 (別表第1に掲げるもの及び5 階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。)
  - (1) 認定電気通信事業者が認定電気通信事業の用に供する次のイからハまでに掲げる施設である 建築物
    - イ 電気通信交換所
    - 口 電報業務取扱所
    - ハ イ及びロに掲げる施設以外の施設の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の 合計が 1,500 m以下のもの (3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。)
  - (2) 電気事業の用に供する変電所である建築物 (電圧 300,000 ボルト未満で、かつ、容量 1,100,000 キロボルトアンペア未満のものに限る。)
  - (3) ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する業務の用に供する建築物で執 務の用に供する部分の床面積の合計が 1,500 ㎡以内のもの

計画図(宝塚山手台地区)



変更後

変更前

